

意見書

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年1月19日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年2月7日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

特定小電力無線局が使用する電波の周波数を加えること。（第6条関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

一 312MHzを超え315.25MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の混信防止機能を定めること。（第9条の4関係）

二 312MHzを超え315.25MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）

三 312MHzを超え315.25MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）

四 312MHzを超え315.25MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の14及び別表第1号関係）

五 312MHzを超え315.25MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定めること。（別表第3号関係）

六 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 周波数割当計画の一部変更案

ア 改正内容

312MHzを超え315.25MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の導入が可能となるよう、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、免許が不要な無線システムとして広く普及している特定小電力無線局のうち、テレメーター、テレコントロール、データ伝送が可能なシステムを315MHz帯で実現するものである。この315MHz帯の特定小電力無線局は、米国で発生したタイヤの異常による事故の教訓を踏まえて導入されたタイヤ空気圧センサーシステム及び自動車のドアロックの開閉操作を行うためのキーレスエントリーシステムなどに利用されることを主に想定し制度化を進めているものである。これまで、我が国においては、これらのシステムは、電波法第4条第1項に掲げる微弱な電波を利用した免許を要しない無線局として利用されてきたが、自動車の国際流通の一層の促進や利用形態の多様化に対応するため、空中線電力を増力した新たな無線システムの導入が求められていた。

今回の制度化により、自動車の国際流通が促進されることのみならず、電波の強さが従来に比べ50倍から60倍となることから、電波干渉に強く、信頼性の高いシステムができるものと考えている。

総務省では、このような状況を踏まえ、315MHz帯タイヤ空気圧センサー、キーレスエントリーシステム等の導入に必要な関連規定の整備を行うため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令の制定を行う。

また、周波数割当計画の一部変更については、多様化する通信ニーズへの対応や自動車の国際流通の一層の促進を図るため、315MHz帯で使用するテレメーター、テレコントロール、データ伝送用の周波数を割り当てるものであり、具体的には、本システムが使用することを予定している287.95MHzから322MHzまでの周波数帯に小電力業務用を追加するとともに、別表において、使用する周波数帯の中心周波数である313.625MHzを明記するものである。

なお、本周波数帯は、現在航空移動業務において航空保安用に使用されていることから、本周波数帯における小電力業務用に対しては、「この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。」との条件を付けることとした。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛否	備考
社団法人電波産業会	賛成	

社団法人日本自動車工業会	賛成	
日本自動車輸入組合	賛成	

第3 理由

本件は、315MHz帯を利用する特定小電力無線局（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）の導入のため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

近年、自動車のタイヤ空気圧モニターシステムやキーレスエントリーシステムの電波利用の需要が増大しており、多様化する通信ニーズへの対応や自動車の国際流通の一層の促進を図るため、新たな無線システムの導入が求められている。今回の改正は、タイヤ空気圧モニター、キーレスエントリーシステム等をテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局として導入するために必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 電波法施行規則

電波法施行規則の改正案では、特定小電力無線局が使用する周波数として、315MHz帯の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局が使用する周波数帯を追加している。これは、特定小電力無線局として免許不要とするものであるが、空中線電力が小さいこと、識別符号を自動的に送信し又は受信するものであること等から、改正内容は適当と認められる。

2 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、312MHzを超え315.25MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備について、混信防止機能、空中線電力の許容偏差、送信設備の不要発射の強度、受信設備が副次的に発する電波の限度等の技術基準を規定している。これらは諸外国の技術基準を踏まえ、かつ、国内で周波数割当表に従って運用している他の無線局との周波数共用を勘案したものであり、改正内容は適当と認められる。

3 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、315MHz帯の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の項目を新たに追加しているが、これは315MHz帯を利用する特定小電力無線局の導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。また、「この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。」との脚注を付しているが、これは国内で周波数割当表に従って運用している他の無線局との周波数共用を勘案したものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、多様化する通信ニーズへの対応や自動車の国際流通の一層の促進に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。